

## 佐伯版DMO設立準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市の観光まちづくりを戦略的に推進させる組織(以下「佐伯版DMO」)の設立について必要事項を協議決定する佐伯版DMO設立準備委員会(以下「委員会」)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 佐伯版DMOの名称及び定款
- (2) 佐伯版DMOの運営、活動方針その他必要事項
- (3) その他、委員会で必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、次のとおり10人程度の委員で組織する。

- (1) 商工関係団体及び事業者
- (2) 観光関係団体及び事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、佐伯版DMOが設立するまでの期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会は、委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初にかかれる会議については、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
- 4 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、観光ブランド推進部観光課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り、これを定める。

## 佐伯版DMO設立準備委員会委員名簿

### 1号委員

池邊恭行（佐伯商工会議所副会頭） ※副委員長  
岩崎栄（佐伯商工会議所専務理事）  
宮明邦夫（株式会社まちづくり佐伯代表取締役）  
益永朋幸（株式会社まちづくり佐伯参与）  
淡居宗則（佐伯市番匠商工会事務局長）  
竹津浩二（佐伯市あまべ商工会事務局長）

### 2号委員

三浦孝典（公益社団法人ツーリズムおおいた観光企画部長）  
岩本光生（一般社団法人佐伯市観光協会会長）  
川野義和（一般社団法人佐伯市観光協会専務理事）

### 3号委員

吉澤清良（立命館アジア太平洋大学サステイナビリティ観光学部教授）  
田口朗生（税理士）

### 4号委員

山崎吉明（佐伯市副市長） ※委員長  
小野和章（佐伯市地域振興部長）  
古田智（佐伯市観光ブランド推進部長）